

その他

・ 条例改正について

あま市七宝焼アートヴィレッジ条例の一部を改正しました。
貸出施設に「ふれあいホール」を追加するものです。

別表第1中

交流ホール	午前	午前9時から正午まで	2, 390
	午後	午後1時から午後5時まで	3, 200
	夜間	午後6時から午後9時まで	2, 630
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	5, 600
	午後・夜間	午後1時から午後9時まで	5, 840
	全日	午前9時から午後9時まで	8, 230
ふれあいホール	午前	午前9時から正午まで	1, 440
	午後	午後1時から午後5時まで	1, 930
	夜間	午後6時から午後9時まで	1, 580
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	3, 370
	午後・夜間	午後1時から午後9時まで	3, 520
	全日	午前9時から午後9時まで	4, 960

・ 規約改正について（案）

- ・ 条例にふれあいホールを追加する改正に伴い、規則の各種様式にふれあいホールを追加する（様式第2号、第9号、第10号、第11号、第12号）
- ・ 9条1項の改正：7月から他施設にあわせて、施設の予約方法を公共施設予約システムでの予約に変更する（交流ホールとふれあいホールのみ）
- ・ 9条2項の改正：7月から予約開始日の変更する（「利用日の属する月の3箇月前の月の1日」とする）
- ・ 4月から6月は、利用者への周知期間とし、館内ポスター掲示、市公式WEB、七宝焼アートヴィレッジホームページへの掲載、また広報6月号にて周知する。

・ 民間活力導入可能性調査について

七宝焼アートヴィレッジについて、施設全体の集客力の増強や賑わいの創出に向け、民間事業者のアイデア、意見などを参考にして、民間活力の導入可能性、今後の方向性を基本構想としてとりまとめます。また、サウンディングなどを実施し、実効性の高い事業計画を策定し、公募や民間事業の実施につなげていきます。

(事業概要)

現構成施設を整理し、博物館エリアとカフェスペース、芝生広場及び駐車場によって構成する観光（賑わい）エリアの2区分に分けます。

観光（賑わい）エリアでの民間活力の導入可能性を調査し、目指すべき施設環境、集客力の増強策、賑わいづくり策などを基本構想としてとりまとめ、施設全体での魅力向上、市外・県外からの集客力の向上、観光拠点化を図ります。(想定事業手法：指定管理、Park-PFI、PFI、BOT など)

(スケジュール)

令和6年度： 6月 業者選定、県補助金交付申請
 : 7月 県補助金交付決定
 : 12月 基本構想策定

令和7年度：サウンディング調査の実施、事業手法の決定

令和8年度以降：事業手法によって内容や実施時期などが決まる